

総合事業サービスコード表 (令和6年6月1日以降)

榛東村健康保険課

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色と赤字→変更
- ・灰色→廃止

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年6月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A2 1111	訪問型サービス11	1週当たりの回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2 2111	訪問型サービス11日割		日割の場合 1,176÷30.4日	39	1日につき		
A2 1211	訪問型サービス12		1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2 2211	訪問型サービス12日割		日割の場合 2,349÷30.4日	77	1日につき		
A2 1321	訪問型サービス13		1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2 2321	訪問型サービス13日割		日割の場合 3,727÷30.4日	123	1日につき		
A2 2411	訪問型サービス21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2 2511	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A2 2621	訪問型サービス23		所要時間45分以上の場合	220			
A2 1411	訪問型短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合	163			
A2 C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割りの場合 12÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2 C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合 23÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2 C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合 37÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2 C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2 C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算23		所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2 C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2 4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200		
A2 6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50	1回につき	
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算			
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算			
A2 6380	訪問型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算			
A2 6381	訪問型サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の221/1000 加算			
A2 6382	訪問型サービス処遇改善加算 V 2		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の208/1000 加算			
A2 6383	訪問型サービス処遇改善加算 V 3		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の200/1000 加算			
A2 6384	訪問型サービス処遇改善加算 V 4		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の187/1000 加算			
A2 6385	訪問型サービス処遇改善加算 V 5		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の184/1000 加算			
A2 6386	訪問型サービス処遇改善加算 V 6		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の163/1000 加算			
A2 6387	訪問型サービス処遇改善加算 V 7		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の163/1000 加算			
A2 6388	訪問型サービス処遇改善加算 V 8		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の158/1000 加算			
A2 6389	訪問型サービス処遇改善加算 V 9		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の142/1000 加算			
A2 6390	訪問型サービス処遇改善加算 V 10		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の139/1000 加算			
A2 6391	訪問型サービス処遇改善加算 V 11		(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の121/1000 加算			
A2 6392	訪問型サービス処遇改善加算 V 12		(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の118/1000 加算			
A2 6393	訪問型サービス処遇改善加算 V 13		(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の100/1000 加算			
A2 6394	訪問型サービス処遇改善加算 V 14		(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の76/1000 加算			
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算			
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算			
A2 6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算			

※介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能です。

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和6年6月1日以降)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6 1111	通所型サービス11	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798
A6 1112	通所型サービス11日割		日割りの場合 ÷30.4日	59単位	59
A6 1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621
A6 1122	通所型サービス12日割		日割りの場合 ÷30.4日	119単位	119
A6 1113	通所型サービス21	1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436
A6 1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447
A6 C211	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	1,798×1/100	18単位減算
A6 C212	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割		18÷30.4日	1単位減算	-1
A6 C213	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	3,621×1/100	36単位減算
A6 C214	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割		36÷30.4日	1単位減算	-1
A6 C215	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4
A6 C216	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6 D211	通所型サービス業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	1,798×1/100	18単位減算
A6 D212	通所型サービス業務継続計画未策定減算11日割		18÷30.4日	1単位減算	-1
A6 D213	通所型サービス業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	3,621×1/100	36単位減算
A6 D214	通所型サービス業務継続計画未策定減算12日割		36÷30.4日	1単位減算	-1
A6 D215	通所型サービス業務継続計画未策定減算21	1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4
A6 D216	通所型サービス業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	
A6 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居 住する者又は同一建物か ら利用する者に通所型 サービス(独自)を行う場合	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	376単位減算	-376
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2		1月あたりの回数を定める場合	752単位減算	-752
A6 6207	通所型サービス同一建物減算3			94単位減算	-94
A6 5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47
A6 5010	通所型生活上用グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6 6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算(口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)、栄養改善加算との併用算定は不可)		50単位加算	50
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6 5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6 6310	通所型サービス一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算(栄養改善加算、口腔機能向上加算との併用算定不可)		480単位加算	480
A6 6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算	88
A6 6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	176単位加算	176
A6 6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	72単位加算	72
A6 6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅳ		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	144単位加算	144
A6 6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅴ		(5)サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	24単位加算	24
A6 6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅵ		(6)サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	48単位加算	48
A6 4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算(Ⅰ)と(Ⅱ)併算定は不可	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回を限度	100単位加算	100
A6 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6 6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 6月に1回を限度(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)	20単位加算	20
A6 6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 6月に1回を限度(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合のみ算定可能)	5単位加算	5
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算	
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算	
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算	
A6 6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算	
A6 6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	所定単位数の81/1000 加算	
A6 6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅵ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	所定単位数の76/1000 加算	
A6 6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅶ		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(2)	所定単位数の76/1000 加算	
A6 6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(3)	所定単位数の79/1000 加算	
A6 6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(4)	所定単位数の74/1000 加算	
A6 6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(5)	所定単位数の65/1000 加算	
A6 6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(6)	所定単位数の63/1000 加算	
A6 6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(7)	所定単位数の56/1000 加算	
A6 6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(8)	所定単位数の69/1000 加算	
A6 6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(9)	所定単位数の54/1000 加算	
A6 6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(10)	所定単位数の45/1000 加算	
A6 6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(11)	所定単位数の53/1000 加算	
A6 6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(12)	所定単位数の43/1000 加算	
A6 6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(13)	所定単位数の44/1000 加算	
A6 6395	通所型サービス処遇改善加算Ⅷ		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(14)	所定単位数の33/1000 加算	
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	※所定単位数はイからフまでにより算定した単位数の合計	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しません。

※介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能です。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21回数・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和6年4月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護者1・2・3・4・5 442単位	442
AF	2112	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施により減算する場合	事業対象者、要支援1・2、要介護者1・2・3・4・5 4単位減算	-4
AF	2113	業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定により減算する場合	事業対象者、要支援1・2、要介護者1・2・3・4・5 4単位減算	-4
AF	4001	介護予防ケアマネジメント・初回加算	初回加算を算定する場合	300単位	300
AF	4002	介護予防ケアマネジメント・委託連携加算	委託連携加算を算定する場合	300単位	300

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

1月につき